

横植協会 06-23号
令和6年 11月 8日

会員 各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

生果実の輸入解禁関係

【フィリピン産ハス種のアボカド生果実の条件付き輸入解禁について】

(フィリピン産ハス種のアボカド生果実に関する植物検疫実施細則の制定)

フィリピンには、ミカンコミバエ種群が発生していることから、これまで同国からのアボカド生果実の我が国への輸入は禁止されていましたが、令和6年11月8日付けで関係する省令及び農林水産大臣が定める基準が公布及び施行されました。

また、同日付けで「フィリピン産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」が施行され、輸入解禁されました。

輸入にあたっては、フィリピン植物防疫機関が日本向け生果実を生産するものとして指定した生産園地において生産し、及び成熟していないもののみを収穫することなど農林水産大臣が定める基準に適合している必要があります。

以上

詳細については、別添1、2及び別添3を参照願います。

○農林水産省令第五十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月八日

農林水産大臣 小里 泰弘

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			
別表二（第九条関係）			
地 域	植 物	備考（対象とする検疫有害動植物）	
一（略）	（略）	（略）	
二（略）	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びびみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザダイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド（付表第八十九及び第九十一に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムテイカ、アレン	（略）	

改正前			
別表二（第九条関係）			
地 域	植 物	備考（対象とする検疫有害動植物）	
一（略）	（略）	（略）	
二（略）	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びびみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザダイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド（付表第八十九に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムテイカ、アレンガ・ウエスタ	（略）	

ガ・ウエスターハウ
テイー、イカキナ・
セネガレンシス、イ
クソラ・ジヤワニカ
、イクソラ・マクロ
、テイルサ、いちじく
、いちじくぐわ、い
ぬびわ、イルビンギ
ア・ガボネンシス、ギ
イルビンギア・マラ
ヤナ、いんどめてん
ぐ、うどんげのき、
ウバリア・カマエ、
ウバリア・グランデ
イフロラ、エクスコ
エカリア・アガロカ
、エラエオカルプス
、ハイグロファイルス
、おうぎやし、おお
いたび、おおばいぬ
びわ、おおばらいち
ご、おきなわすずめ
うり、オクレイナウ
クレア・メイゲイ
イ、オピリア・アメ
ンタケア、おらんだ
いちご、オリーブ、
カカオノキ、カシユ
ーナツツ、がじゆま
る、カツパリス・セ
ピアリア、カツパリ
ス・トメントサ、か
らすうり、キノナ

ーハウテイー、イカ
キナ・セネガレンシ
ス、イクソラ・ジヤ
ワニカ、イクソラ・
マクロテイルサ、い
ちじく、いちじくぐ
わ、いぬびわ、イル
ビンギア・ガボネン
シス、イルビンギア
・マラヤナ、いんど
めてんぐ、うどんげ
のき、ウバリア・カ
マエ、ウバリア・グ
ランデイフロラ、エ
クスコエカリア・ア
ガロカ、エラエオカ
ルプス・ハイグロフ
イルス、おうぎやし
、おおいたび、おお
ばいぬびわ、おおば
らいちご、おきなわ
すずめうり、オクレ
イナウクレア・メイ
ンゲイイ、オピリア
・アメンタケア、お
らんだいちご、オリ
ーブ、カカオノキ、
カシユーナツツ、が
じゆまる、カツパリ
ス・セピアリア、カ
ツパリス・トメント
サ、からすうり、キ
オナツス・パーキ

ツ、ス・パーキンソ
ン、キサントフィル
ム・アモエヌム、キ
サントフィルム・フ
ラウエスケンス、キ
シメニア・アメリカ
ナ、きばなきようち
くどう、きゆうり、
きんきじゆ、ククル
ビタ・アルギロスペ
ルマ、グネツム・グ
ネモン、グメリナ・
エリプテイカ、グメ
リナ・ファイリツペン
シス、グリコスミス
・ペンタフィラ、ク
リソバラヌス・イカ
コ、くろつぐ、くろ
みのおきなわずめ
うり、ケドロステイ
ス・ヒルテラ（付表
第七十四に掲げるも
のを除く。）、コッ
キニア・グランデイ
ス、こみのくろつぐ
、コルデイア・ミク
サ、コルデイラ・ピ
ンナータ、ごれんし
、コロシントうり（
付表第六十六に掲
げるものを除く。）
、ざくろ、さとうやし
、サバ・コモレンシ

ンソニ、キサント
フィルム・アモエヌ
ム、キサントフィル
ム・フラウエスケン
ス、キシメニア・ア
メリカナ、きばなき
ようちくどう、きゆう
り、きんきじゆ、
ククルビタ・アルギ
ロスペルマ、グネツ
ム・グネモン、グメ
リナ・エリプテイカ
、グメリナ・ファイリ
ツペンシス、グリコ
スミス・ペンタフィ
ラ、クリソバラヌス
・イカコ、くろつぐ
、くろみのおきなわ
わずめうり、ケドロ
ステイス・ヒルテラ
（付表第七十四に掲
げるものを除く。）
、コッキニア・グラ
ンデイス、こみのく
ろつぐ、コルデイア
・ミクサ、コルデイ
ラ・ピンナータ、ご
れんし、コロシント
うり（付表第六十六
に掲げるものを除く
。）、ざくろ、さと
うやし、サバ・コモ
レンシス、サバ・セ

ス、サバ・セネガレ
ンシス、サラカヤシ
、さるかけみかん、
サントール、シトロ
フオーチユネラ・ミ
クロカルパ、しょう
べんのき、しるたも
、すいか、スクレロ
カリア・ビレア、ス
コエフイア・フラグ
ランス、せいようか
ぼちや（付表第六十
七に掲げるものを除
く。）セルテイス
・テトランドラ、た
いへいようぐるみ、
たぶのき、デイレニ
ア・オボバタ、デス
モス・キネンシス、
テトラクトミア・マ
ジユス、てりはぼく
、てんじくいぬかん
こ、てんにんか、と
うぐわ、とかどへち
ま（付表第七十五に
掲げるものを除く。）
）、トマト、トリフ
アシア・トリフオリ
ア、ナウクレア・オ
リエンタリス、なが
ぼのごれんし、なつ
めやし、なんようざ
くら、にがうり、ね

ネガレンシス、サラ
カヤシ、さるかけみ
かん、サントール、
シトロフオーチユネ
ラ・ミクロカルパ、
しょうべんのき、し
るたも、すいか、ス
クレロカリア・ビレ
ア、スコエフイア・
フラグランシス、せい
ようかぼちや（付表
第六十七に掲げるも
のを除く。）セル
テイス・テトランド
ラ、たいへいようぐ
るみ、たぶのき、デ
イレニア・オボバタ
、デスモス・キネン
シス、テトラクトミ
ア・マジユス、てり
はぼく、てんじくい
ぬかんこ、てんにん
か、とうぐわ、とか
どへちま（付表第七
十五に掲げるものを
除く。））、トマト、
トリフアシア・トリ
フオリア、ナウクレ
ア・オリエンタリス
、ながぼのごれんし
、なつめやし、なん
ようざくら、にがう
り、ねぐるもも、ね

ぐろもも、ねじれふ
さまめのき、ハエマ
トスタフイス・バー
テリ、はくさんぼく
、バツカウレア・ラ
ケモサ、バツカウレ
ア・ラミフロラ、パ
パイヤ（付表第一、
第十一及び第十二に
掲げるものを除く。
）はまいぬびわ、
はまびわ、パラミグ
ニア・アンダマニカ
、パリナリ・アナメ
ンシス、ひようたん
のき、ひろはふさま
めのき、びわ、びん
ろうじゆ、フアグラ
エア・ケイラニカ、
フアグラエア・ラケ
モサ、フィクス・エ
リゴドン、フィクス
・オットニーフオリ
ア、フィクス・グロ
ツスラリオイデス、
フィクス・ロンカテ
イアン、フィクス・
ヒスピダ、フィクス
・ベンジヤミナ、フ
イサリス・ミニマ、
フエイジョア、フラ
クールテイア・ルカ
ム、ブレイニア・ラ

じれふさまめのき、
ハエマトスタフイス
・バーテリ、はくさ
んぼく、バツカウレ
ア・ラケモサ、バツ
カウレア・ラミフロ
ラ、パイヤ（付表
第一、第十一及び第
十二に掲げるものを
除く。）はまいぬ
びわ、はまびわ、パ
ラミグニア・アンダ
マニカ、パリナリ・
アナメンシス、ひよ
うたんのき、ひろは
ふさまめのき、びわ
、びんろうじゆ、フ
アグラエア・ケイラ
ニカ、フアグラエア
・ラケモサ、フィク
ス・エリゴドン、フ
イクス・オットニー
フオリア、フィクス
・グロツスラリオイ
デス、フィクス・ロ
ンカテイアン、フィ
クス・ヒスピダ、フ
イクス・ベンジヤミ
ナ、フィサリス・ミ
ニマ、フエイジョア
、フラクールテイア
・ルカム、ブレイニ
ア・ラケモサ、ブレ

ケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ベルノキ、ポリアルテイア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイ、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、マイクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、ももたまな、モモルデイカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランブータン、りゆうがらん（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲

オニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ベルノキ、ポリアルテイア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイ、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、マイクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、ももたまな、モモルデイカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、りゆうがん（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除

げ、レピサンテス・テ
トラフイラ、レピサ
ンテス・ルビギノサ
、わんび、あかたね
のき属植物、かき属
植物、カリツサ属植
物、ぐみ属植物、コ
ーヒーノキ属植物、
さくら属植物、とう
がらし属植物、とけ
いそう属植物、なし
属植物、なす属植物
、なつめ属植物（付
表第六十三に掲げる
ものを除く。）、に
んめんし属植物、ば
しよう属植物（成熟
していないバナナの
生果実を除く。）、
ばんじろう属植物、
ばんのき属植物、ば
んれいし属植物、ひ
いらぎとらのお属植
物、ヒロセレウス属
植物（イエローピタ
ヤ並びに付表第五
二及び第五十五に掲
げるものを除く。）、
、ふくぎ属植物（付
表第四十に掲げるも
のを除く。）、ぶど
う属植物（付表第三

く。）、レピサンテ
ス・テトラフイラ、
レピサンテス・ルビ
ギノサ、わんび、あ
かたねのき属植物、
かき属植物、カリツ
サ属植物、ぐみ属植
物、コーヒーノキ属
植物、さくら属植物
、とうがらし属植物
、とけいそう属植物
、なし属植物、なす
属植物、なつめ属植
物（付表第六十三に
掲げるものを除く。）、
にんめんし属植
物、ばしよう属植物
（成熟していないバ
ナナの生果実を除く
。）、ばんじろう属
植物、ばんのき属植
物、ばんれいし属植
物、ひいらぎとらの
お属植物、ヒロセレ
ウス属植物（イエロ
ーピタヤ並びに付表
第五十二及び第五
五に掲げるものを除
く。）、ふくぎ属植
物（付表第四十に掲
げるものを除く。）、
ぶどう属植物（付
表第三十二及び第五

付表

一～九十 (略)

九十一 アフリカから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヘス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三～二十三 (略)

(略)

生果実及びあかてつ科植物の、ロリニア属植物及び、リカニア属植物、ランサ属植物、ユーゲニア属植物、ユーゲニアを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物及びあかてつ科植物の生果実を除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物及びあかてつ科植物の生果実を除く。)

(略)

付表

一～九十 (略)
(新設)

三～二十三 (略)

(略)

植物及びあかてつ科植物の生果実(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実を除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物及びあかてつ科植物の生果実を除く。)

(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千三十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第九十一の規定に基づき、フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和六年十一月八日

農林水産大臣 小里 泰弘

一 植物及び地域

フィリピンで生産されたハス種のアボカドの生果実（成熟したもの及び傷のあるものを除く。以下同じ。）であること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 輸出国における措置

(一) フィリピン植物防疫機関が日本向け生果実を生産するものとして指定した生産園地（以下「指定生

産園地」という。)において、ミカンコミバエ種群について次の方法によりトラップ調査(トラップを用いた有害動物の有無に関する調査をいう。以下同じ。)を行うこと。

ア 調査はフィリピン植物防疫機関が行うこと。

イ 指定生産園地内のハス種のアボカドの結実後、指定生産園地において二十ヘクタール当たり一個(小数点以下は切り上げとし、最低設置数を一個とする。)のトラップを設置し、一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。

ウ イの結果、トラップ一個当たりのミカンコミバエ種群の誘殺虫数が平均で一日当たり八・二五頭を超えていないことを確認すること。

(二) 指定生産園地において生産し、及び成熟していない、かつ、傷のないもののみを収穫すること。

(三) フィリピン植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているとともに、成熟していない、かつ、傷のないもののみを選果できるものとして指定した施設(以下「指定選果こん包施設」という。)において選果し、及びこん包すること。

四 輸出国における確認及び証明

- (一) 成熟していない、かつ、傷のないもののみが収穫され、及び選果され、かつ、検疫有害動植物が付着していないことがフィリピン植物防疫機関の検査により確認されていること。
- (二) (一)の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨が記載されているフィリピン植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付されたものであること。
- (三) (二)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
 - ア ミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。
 - イ 三の措置が行われたものであること。

五 植物防疫官による確認

三の措置及び四の(一)の確認が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。

六 輸送中及び積み込み時の措置

四の(一)の検査が行われた生果実のこん包を指定選果こん包施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がミカンコミバエ種群に侵されることのないための措置がとられていること。

七 封印

各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、フィリピン植物防疫機関による封印がなされていること。

八 表示

四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

フィリピン産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則

〔 令和 6 年 11 月 8 日付け 6 消安第 4262 号
消費・安全局長通知 〕

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 91 の規定に基づき定めるフィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和 6 年 11 月 8 日農林水産省告示第 2036 号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「日本向け生果実」という。）の植物検疫の実施については、規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 指定生産園地

(1) 告示 3 の (1) の指定生産園地とは、フィリピン植物防疫機関が次の条件を満たすことができる生産園地として指定したものをいう。

ア 樹上から落下した生果実の除去が適切に行われること。

イ フィリピン植物防疫機関の指針に基づく病虫害防除が適切に講じられること。

ウ 成熟していない、かつ、傷のない生果実が樹上から直接収穫されること。

エ 日本向け生果実を収穫する際は、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実と同時に収穫、管理しないこと。

オ フィリピン植物防疫機関は園地の責任者に対し日本向け生果実の収穫に係る講習を実施し、日本向け生果実の収穫は当該責任者による講習を受けた収穫作業員によって行われること。

カ 樹上から落下した生果実の除去及び日本向け生果実の収穫の状況について、定期的にフィリピン植物防疫機関による確認を受けること。

(2) 日本植物防疫機関は、指定生産園地について、毎年 of 輸出の開始 1 か月前及び変更が生じた際に、フィリピン植物防疫機関により作成された生産者名、登録番号、指定年月日、所在地及び作付面積を記載した一覧表の提供を受けるものとする。

2 トラップ調査

告示 3 の (1) のトラップ調査は、次により行うものとされている。

(1) 調査対象はミカンコミバエ種群とし、トラップは指定生産園地内のハス種のアボカドが結実後（収穫のおおよそ 22～24 週前）から収穫が終了するまでの間継続して設置すること。

(2) 調査に用いる誘引剤の種類は、メチルオイゲノール：マラチオン＝96：4 の割合で混合したものとし、調査は 1 週間に 1 回誘殺虫を回収して行い、誘引剤は 2 週間ごとに交換すること。

(3) トラップは、フィリピン植物防疫機関が指定する Modified Steiner Trap を使用

すること。

- (4) トラップは、指定生産園地が物理的に2か所以上に分離している場合は、1か所当たり1個以上設置すること。

3 ミカンコミバエ種群の発見に伴う措置

2の調査の結果、指定生産園地ごとに、調査により捕獲されたミカンコミバエ種群のトラップ1個当たりの誘殺虫数が平均で1日当たり8.25頭を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、4週間連続でトラップ1個当たりの誘殺虫数が平均で1日当たり8.25頭以下になるまでの間、該当園地からの輸出を停止することとする。

4 指定選果こん包施設

- (1) 告示3の(3)の指定選果こん包施設とは、フィリピン植物防疫機関が次の条件を満たすことができる施設として指定したものをいう。

ア 選果、こん包及び告示4の(1)の検疫有害動植物が付着していないことの確認(以下「輸出検査」という。)を行う場所(以下「こん包場所」という。)の窓等の開口部には全て網が張られている等、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための設備があること。

イ 使用開始前に消毒及び清掃が行われること。

ウ 日本向け生果実は、収穫後24時間以内にこん包場所に搬入されること。

エ 成熟していない、かつ、傷のない生果実のみが選果されること。

オ 日本向け生果実をこん包場所に搬入した際は、日本向け生果実とそれ以外の生果実を隔離して管理すること。

カ 日本向け生果実は、指定生産園地で収穫された日本向け生果実以外の生果実及び異なる指定生産園地で収穫された生果実が混入しないように管理されること。

キ フィリピン植物防疫機関は施設の管理責任者に対し日本向け生果実の選果に係る講習を実施し、日本向け生果実の選果は当該責任者の講習を受けた選果作業員によって行われること。

ク 日本向け生果実に係る選果こん包作業について、フィリピン植物防疫機関の立会いによる確認を受けること。

- (2) 日本国植物防疫機関は、指定選果こん包施設について、毎年の輸出の開始1か月前及び変更が生じた際に、フィリピン植物防疫機関により作成された施設名、登録番号、指定年月日、所在地及び責任者名を記載した一覧表の提供を受けるものとする。

5 植物防疫官による確認

告示5の植物防疫官による確認は、次により行うものとする。

- (1) 収穫及び選果こん包の確認

告示3の措置が的確に実施されていることの確認は、原則として1年に1回以上、無作為に抽出した指定生産園地及び指定選果こん包施設について、実地で調査することにより行うものとする。トラップ調査が的確に実施されていることの確認は、実地での調査に加え、フィリピン植物防疫機関が作成したトラップ調査の実施記録を確認

すること及びフィリピン植物防疫機関職員への聞き取りにより行うものとする。

(2) 検査の実施の確認

告示4の(1)のフィリピン植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア 収穫及び選果の検査の確認

成熟していない、かつ、傷のないもののみが収穫され、及び選果されていることがフィリピン植物防疫機関により確認されていることの確認については、次の事項について、原則として1年に1回以上、フィリピン植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認すること及びフィリピン植物防疫機関職員への聞き取りにより行うものとする。

- (ア) 指定生産園地において、樹上から落下した生果実の除去が適切に行われ、成熟していない、かつ、傷のない生果実のみが収穫されていること。
- (イ) 指定選果こん包施設において、成熟していない、かつ、傷のない生果実のみが選果されていること。
- (ウ) (ア) がなされていない指定生産園地又は(イ) がなされていない指定選果こん包施設があったときは、フィリピン植物防疫機関により、当該指定生産園地又は指定選果こん包施設から生果実が日本向けに輸出されないように措置されたこと。

イ 輸出検査の確認

輸出検査については、次の事項について、原則として1年に1回以上、フィリピン植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認すること及びフィリピン植物防疫機関職員への聞き取りにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加えて、随時、フィリピン植物防疫機関による輸出検査に立ち会うことにより行うものとする。

- (ア) 日本向け生果実のこん包数の5パーセント以上が検査されたこと。
- (イ) (ア) による検査の結果、検疫有害動植物（特にミカンコミバエ種群）並びにハス種のアボカドの生果実以外の生果実及び成熟した又は傷のあるハス種のアボカドの生果実がなかったこと。
- (ウ) ミカンコミバエ種群以外の検疫有害動植物が発見されたときは、フィリピン植物防疫機関により、当該荷口に適切な消毒措置がとられたこと。

6 輸出の停止

- (1) 告示4の(1)による輸出検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見された場合には、フィリピン植物防疫機関は、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、その原因に対する再発防止策が日本とフィリピンとの間で合意され、実施されるまでは、以後の日本向け生果実の輸出を停止することとされている。
- (2) 告示4の(1)による輸出検査の結果、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟した若しくは傷のあるハス種のアボカドの生果実が発見された場合には、フィリピン植物防疫機関は、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、その原因に対する再発防止策が日本とフィリピンとの間で合意され、実施されるまでは、以後の

当該荷口に関連する指定生産園地及び指定選果こん包施設からの日本向け生果実の輸出を停止することとされている。

- (3) 5の確認の結果、告示3の措置並びに告示4の(1)のフィリピン植物防疫機関による確認が的確に実施されていないと植物防疫官が判断した場合には、植物防疫官は、その原因についてフィリピン植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、フィリピン植物防疫機関は、その原因に対する再発防止策が日本とフィリピンの間で合意され、実施されるまでは、以後の日本向け生果実の輸出を停止することとされている。

7 輸送中及び積み込み時の措置

告示6の積み込み時の措置は、次のとおりとられているものであることとされている。ただし、こん包が密閉型のもの、こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているもの又はこん包若しくは束ねたこん包全体が網で覆われているものについては、この限りではない。

- (1) こん包を指定選果こん包施設のこん包場所から直接密閉型海上コンテナに収容すること。
- (2) 当該コンテナへの積み込みは、フィリピン植物防疫機関の立会いによる確認を受けること。
- (3) 積み込み終了後、当該コンテナの扉は、直ちにフィリピン植物防疫機関又はフィリピン植物防疫機関が指定した者により封印がなされ、輸入検査のときまで開扉されないこと。
- (4) コンテナ番号及び封印番号は、フィリピン植物防疫機関により植物検疫証明書に付記されること。

8 表示

告示8の輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示は、それぞれ次の(1)及び(2)の字句によるものとし、各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナの側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

- (1) PLANT QUARANTINE Philippines
(2) FOR JAPAN

9 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において生果実及び添付されている植物検疫証明書、告示7の封印及び告示8の表示を確認して行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、荷口について、告示7の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、告示4の(2)の植物検疫証明書が添付されていない場合又は告示8の表示がなされていない場合は、当該荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

する。

ア ミカンコミバエ種群が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が発見されたことをフィリピン植物防疫機関に通報し、その原因についてフィリピン植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査するとともに、その原因に対する再発防止策が日本とフィリピンとの間で合意され、実施されるまでは、以後の輸入検査を中止すること。

(4) 植物防疫官は、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟した若しくは傷のあるハス種のアボカドの生果実が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ 当該生果実が発見されたことをフィリピン植物防疫機関に通報し、その原因についてフィリピン植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査するとともに、その原因に対する再発防止策が日本とフィリピンとの間で合意され、実施されるまでは、当該荷口に関連する指定生産園地及び指定選果こん包施設からの日本向け生果実の以後の輸入検査を中止すること。